

寒川町訓令第 2 号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町町税及び公課に係る徴収事務の一元化に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 4 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町町税及び公課に係る徴収事務の一元化に関する規程の一部を改正
する訓令

寒川町町税及び公課に係る徴収事務の一元化に関する規程(平成25年寒川町訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「保育園保育料」を「保育所保育料」に改める。

第3条第1項中「過年度分に係る公課に滞納がある者であつて、かつ、当該公課の現年度分に滞納がない者」を「公課について納期限までに完納せず、督促状が発付された者」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条を次のように改める。

(移管手続)

第4条 公課所管課長は、所管する公課の滞納者に対して発付する督促状に、当該公課の徴収については収納対策課で所管する旨を記すことにより、滞納者に徴収事務を移管したことを通知する。

2 公課所管課長は、所管する公課の滞納者に係る徴収事務を収納対策課に移管しようとするときは、当該滞納者のリストを収納対策課長に提出しなければならない。

第5条を削る。

第6条中「場合であっても、」の次に「徴収事務以外の事項については」を加え、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「滞納処分を行ったとき又は時効」を「差押えその他の消滅時効」に改め、「関係書類を添付の上、」を削り、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条を削る。

第11条の見出し中「完了及び返還」を「終了」に改め、同条第1項中「移管滞納者に」

を「収納対策課における移管滞納者に」に、「完了」を「終了」に、「当該移管滞納者の公課が完納されたとき又は滞納処分の停止を行ったとき」を「次の各号のいずれかに該当したとき」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公課が完納されたとき。
- (2) 収納対策課長が滞納処分の執行停止相当と認めるとき。
- (3) 公課所管課において徴収事務を行う必要があると収納対策課長が認めるとき。

第11条第2項を次のように改める。

2 収納対策課長は、移管滞納者が前項第3号に該当するときは公課所管課長及び当該滞納者にその旨を通知するものとする。

第11条第3項から第5項までを削り、同条を第9条とする。

第12条を第10条とする。

第1号様式から第8号様式までを削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。